

藤沢市議会定例会議案

2020年（令和2年）2月26日提出

目 次

議案第 7 1 号	工事請負契約の変更契約の締結について (藤沢駅北口交通広場再整備工事) ……………	1
議案第 7 2 号	市道の認定について ……………	3
議案第 7 3 号	市道の廃止について ……………	6
議案第 7 4 号	指定管理者の指定について (片瀬江ノ島駅第 1 自転車駐車場) ……………	7
議案第 7 5 号	藤沢市職員定数条例の一部改正について ……………	9
議案第 7 6 号	藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について ……………	10
議案第 7 7 号	藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部 改正について ……………	11
議案第 7 8 号	藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正 について ……………	13
議案第 7 9 号	藤沢市手数料条例の一部改正について ……………	14
議案第 8 0 号	藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について ……	34
議案第 8 1 号	藤沢市市営住宅条例の一部改正について ……………	36
議案第 8 2 号	藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部改 正について ……………	37
議案第 8 3 号	藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関 する条例の一部改正について ……………	38
報告第 2 6 号	専決処分の報告について (損害賠償額の決定) ……………	40

工事請負契約の変更契約の締結について
藤沢駅北口交通広場再整備工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢駅北口交通広場再整備工事

日高建設・清光建設共同企業体

代表者 藤沢市下土棚335番地

日高建設株式会社

代表取締役 高橋 直博

2 変更内容

(1) 契約金額

変更前	増額分	変更後
378,290,000円	36,499,100円	414,789,100円

(2) しゅん工期限

変更前	変更後
2020年（令和2年）6月30日	2020年（令和2年）8月31日

提案理由

藤沢駅北口交通広場再整備工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 417号線	片瀬海岸一丁目2866番43地先	3.5 ～ 4.0	46.2
		片瀬海岸一丁目2866番48地先		
2	鵠沼 939号線	鵠沼桜が岡二丁目6117番102地先	4.5	16.4
		鵠沼桜が岡二丁目6117番100地先		
3	鵠沼 940号線	鵠沼海岸五丁目4275番1地先	4.5	34.9
		鵠沼海岸五丁目4275番4地先		
4	鵠沼 941号線	本鵠沼四丁目3802番8地先	5.0	53.7
		本鵠沼四丁目3802番16地先		
5	辻堂 673号線	辻堂元町四丁目5609番17地先	4.5	25.9
		辻堂元町四丁目5609番21地先		
6	辻堂 674号線	辻堂東海岸一丁目7285番158地先	4.5	24.3
		辻堂東海岸一丁目7285番466地先		
7	六会 901号線	亀井野字不動前610番8地先	6.0 ～ 6.6	86.5
		亀井野字不動前800番49地先		

8	六会 902号線	亀井野字不動前794番26地先	5.8 ～ 7.7	185.8
		亀井野字不動前798番18地先		
9	長後 927号線	高倉字中丸2128番1地先	4.5	34.9
		高倉字中丸2128番7地先		
10	御所見 1141号線	菖蒲沢字大上87番1地先	5.1	33.3
		菖蒲沢字大上107番5地先		
11	亀井野1号 自転車歩行者 専用道	亀井野字不動前594番1地先	1.5 ～ 4.6	185.5
		亀井野字不動前797番1地先		

提案理由

片瀬417号線ほか10路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	片瀬 324号線	片瀬海岸一丁目2866番24地先	3.4 ～ 7.4	77.0
		片瀬海岸一丁目2866番21地先		
2	藤沢 971-4 号線	藤沢字中横須賀962番2地先	1.5	14.0
		藤沢字中横須賀963番1地先		
3	亀井野 812-1 号線	亀井野字不動前610番地先	1.8 ～ 6.0	237.0
		亀井野字不動前794番2地先		
4	六会 825号線	亀井野字不動前797番2地先	6.0	96.3
		亀井野字不動前798番18地先		

提案理由

片瀬324号線ほか3路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

3 指定の期間

2020年（令和2年）6月1日から2022年（令和4年）3月31日まで

提案理由

片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

(公の施設の設置, 管理及び廃止)

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は, 指定管理者の指定をしようとするときは, あらかじめ, 当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,058人」を「2,066人」に、「817人」を「914人」に、「14人」を「16人」に、「234人」を「236人」に、「3,600人」を「3,709人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加への対応並びに地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることを受けて行った医師、看護師等の関係する職の整理の結果により、職員定数を改める必要による。

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことにより導入された会計年度任用職員のうち常時勤務する者について、災害の補償に係る補償基礎額を規定する必要がある。

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一
 部を次のように改正する。

第1条中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、
 第2号の次に次の1号を加える。

(3) 監査専門委員

第2条第1項中「第17号」を「第18号」に改め、同条第2項中「前条第18
 号」を「前条第19号」に改め、同条第3項中「前条第6号から第9号まで及び第
 18号」を「前条第7号から第10号まで及び第19号」に改める。

第4条第1項中「第9号まで及び第18号」を「第10号まで及び第19号」に
 改める。

第5条第1項中「第9号まで及び第18号」を「第10号まで及び第19号」に
 改める。

別表中 「

監査委員	識見を有する者のうち から選任された委員	月額	170,400円
	議員のうちから選任さ れた委員	月額	53,900円

を

「

監査委員	識見を有する者のうち から選任された委員	月額	170,400円
	議員のうちから選任さ れた委員	月額	53,900円
監査専門委員		日額	16,100円

に改め、同

表投票所の投票管理者の項中「17,500円」を「17,500円を超えない範囲内で藤沢市選挙管理委員会が定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部が改正され、監査専門委員を置くことができることとされたことに伴いその報酬を定め、及び公職選挙法施行令の一部が改正され、投票管理者を交替制とすることが可能とされたことに伴う所要の改正をする必要による。

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表3級の項第2号中「創傷治癒室長」を「緩和ケアセンター長」に改め、同表4級の項第3号中「診療科主任部長」の次に「又は患者総合支援センター長」を加え、別表第6等級別基準職務表5医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項第1号中「、地域医療連携室副室長」を削り、同表6級の項第1号中「医療安全対策室長又は地域医療連携室長」を「患者総合支援センター副センター長又は医療安全対策室長」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、令和2年度の組織の一部見直しに伴い、等級別基準職務表について所要の改正をする必要による。

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の2の項中「第20条第1項、第3項及び第4項」を「第15条の4第1項、第3項及び第4項」に、「住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は住民票の記載事項に関する証明書若しくは戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類」を「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は住民票の除票の写し若しくは除票記載事項証明書」に改め、同表に次のように加える。

3	法第20条第1項、第3項及び第4項並びに第21条の3第1項、第3項及び第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1件	300円
---	---	----	------

別表第1の3の表の1の項を削り、同表中2の項を1の項とする。

別表第4の1の表4の項備考を次のように改める。

備考

- 1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき21,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。
- 2 申請又は通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項

の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この表において「判定建築物」という。）である場合は、次の各号に掲げる用途及び床面積の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。

- (1) 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- (2) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- (3) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円
- (4) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (5) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円
- (6) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

別表第4の1の表5の項備考を次のように改める。

備考

- 1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき20,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。
- 2 申請又は通知に係る建築物が判定建築物である場合は、4の項備考2各号に掲げる用途及び床面積の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。

別表第4の5の表中「平成27年法律第53号。」を削り、同表1の項から7の項までを次のように改める。

1	法第12条第1項又は法第13条第2項に規定する建築物エネルギー	1件	(1) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等である場合につ
---	---------------------------------	----	---------------------------------

一消費性能適合性判定の申請又は
請求に対する審査

いては、次に掲げる額

ア 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令（平成
28年経済産業省令・国土交
通省令第1号。以下この表に
おいて「省令」という。）第
1条第1項第1号イの規定に
よりエネルギー消費性能を求
めたものについては、次の
（ア）から（カ）までに掲げる当
該判定に係る床面積の合計に
応じ、それぞれ（ア）から（カ）
までに定める額

（ア） 300平方メートル未
満 23,000円（申請
前にあらかじめ建築物エ
ネルギー消費性能向上計
画について登録建築物エ
ネルギー消費性能判定機
関等による審査を受けて
いるもの（以下「審査済
建築物」という。）につ
いては、9,400円）

（イ） 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 43,000円（審
査済建築物については、
27,000円）

（ロ） 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 100,000円
（審査済建築物につい
ては、80,000円）

（ハ） 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 150,000
円（審査済建築物につ
いては、130,000円）

（ニ） 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満 190,000円（審査済
建築物については、
160,000円）

（ホ） 25,000平方メー
トル以上 230,000円
（審査済建築物につ
いては、200,000円）

イ 省令第1条第1項第1号ロ
の規定によりエネルギー消費
性能を求めたものにつ
いては、次の（ア）から（カ）ま
でに掲げる当該判定に係る床
面積の合計に応じ、それぞれ（ア）
から（カ）までに定める額

（ア） 300平方メートル未
満 19,000円（審査
済建築物については、

- 9,400円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 38,000円 (審査済建築物については, 27,000円)
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 95,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
 - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 140,000円 (審査済建築物については, 130,000円)
 - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 180,000円 (審査済建築物については, 160,000円)
 - (カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 200,000円)
- (2) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等以外である場合については, 次に掲げる額
- ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については, 9,400円)
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については, 27,000円)
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
 - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査済建築物については, 130,000円)
 - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満

			<p>770,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円（審査済建築物については、200,000円）</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円（審査済建築物については、9,400円）</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円（審査済建築物については、27,000円）</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円（審査済建築物については、80,000円）</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円（審査済建築物については、130,000円）</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円（審査済建築物については、200,000円）</p>
2	法第12条第2項又は法第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査	1件	<p>次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(1) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等である場合については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,500円（審査</p>

済建築物については、
4,700円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円
(審査済建築物については、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円
(審査済建築物については、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円
(審査済建築物については、65,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000円
(審査済建築物については、80,000円)

(カ) 25,000平方メートル以上 115,000円
(審査済建築物については、100,000円)

イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 9,500円 (審査済建築物については、4,700円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円 (審査済建築物については、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円
(審査済建築物については、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円
(審査済建築物については、65,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円
(審査済建築物については、80,000円)

- (カ) 25,000平方メートル以上 110,000円
(審査済建築物については, 100,000円)
- (2) 当該判定に係る部分の建築物の用途が工場等以外である場合については, 次に掲げる額
- ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円 (審査済建築物については, 4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円 (審査済建築物については, 40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (審査済建築物については, 65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (審査済建築物については, 80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円 (審査済建築物については, 100,000円)
- イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次の(ア)から(カ)までに掲げる当該判定に係る床面積の合計に応じ, それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 43,500円 (審査済建築物については, 4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については,

			<p>13,500円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (審査済建築物については, 40,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 100,000円)</p> <p>(3) 新たに追加する非住宅部分について, 1の項の規定の例により算出した額</p>
3	<p>第29項に定める建築物エネルギー性能向上計画の申請併せて32項に適合の行をく。</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー性能向上計画第29条第3号に掲げない場合</p>	<p>1件</p> <p>(1) 一戸建て住宅については, 次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 34,000円 (審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>イ 200平方メートル以上 38,000円 (審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>(2) 一の建築物については, 次に掲げる額のうち, 当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分については, 次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち, 当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ, それぞれaからdまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 59,600円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満</p>

155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 230,000円(審査済建築物については、9,400円)

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、27,000円)

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円(審査済建築物については、80,000円)

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円(審査済建築物については、130,000円)

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円(審査済建築物については、160,000円)

(カ) 25,000平方メートル以上 870,000円(審査済建築物について

			<p>は、200,000円)</p> <p>ウ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円(審査済建築物については、9,400円)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円(審査済建築物については、27,000円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円(審査済建築物については、80,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円(審査済建築物については、130,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、160,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円(審査済建築物については、200,000円)</p>
	(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合	1件	<p>申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物(法第29条第3項に規定する「申請建築物」をいう。以下この表において同じ。)及び他の建築物(同項に規定する「他の建築物」をいう。以下この表において同じ。)につきこの項の(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の例により算出した額(他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)</p>
4	法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)	1件	<p>3の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第4の1の表1の項、2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額</p>

5	<p>第31条のよるエネルギー性能計画の申請（請て2いす32定の適行を）</p> <p>第1項に築ル費用上の変定に審該併条に準法条のよ審出場除</p>	<p>(1) 他の建築物を追加しない場合</p>	1件	<p>(1) 一戸建て住宅については、次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 17,000円（審査済建築物については、2,350円）</p> <p>イ 200平方メートル以上 19,000円（審査済建築物については、2,350円）</p> <p>(2) 一の建築物については、次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分については、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 29,800円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円</p> <p>d 5,000平方メートル以上 99,500円</p> <p>(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 4,700円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円</p> <p>d 5,000平方メートル以上 40,500円</p> <p>イ 非住宅部分で省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同条第3号ロの規定によりエネ</p>
---	---	--------------------------	----	---

ルギー消費性能を求めたもの
については、次の(ア)から
(カ)までに掲げる床面積の区
分に応じ、それぞれ(ア)から
(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未
満 115,000円(審
査済建築物については、
4,700円)

(イ) 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 185,000円
(審査済建築物について
は、13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 265,000円
(審査済建築物について
は、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満 325,000
円(審査済建築物につい
ては、65,000円)

(オ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満
385,000円(審査済
建築物については、
80,000円)

(カ) 25,000平方メー
トル以上 435,000円
(審査済建築物について
は、100,000円)

ウ 非住宅部分で省令第10条
第1号イ(2)及びロ(2)又は同
条第3号イの規定によりエネ
ルギー消費性能を求めたもの
については、次の(ア)から
(カ)までに掲げる床面積の区
分に応じ、それぞれ(ア)から
(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未
満 43,500円(審
査済建築物については、
4,700円)

(イ) 300平方メートル以
上2,000平方メートル
未満 75,000円(審
査済建築物については、
13,500円)

(ウ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満 120,000円
(審査済建築物について
は、40,000円)

(エ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー

					<p>トル未満 155,000円 (審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については, 100,000円)</p>
	(2) 他物の追加場 建築をす合	ア 変更の計画に申請する建築又は物の建築に係る事項に変更がない場合	1件	追加する他の建築物につき3の項の規定の例により算出した額 (追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)	
		イ 以外の場合	1件	アの例により算出した額に変更がある申請建築物又は他の建築物について(1)の例により算出した額を合算した額	
6	法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)		1件	5の項の規定の例により算出した額に申請建築物につき別表第4の1の表1の項, 2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額	
7	法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		1件	<p>(1) 一戸建て住宅であって, 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては, 次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満 34,000円 (申請前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に係る登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査, 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの判定, 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画</p>	

の認定，都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に基づく評価を受けているもの（以下この項において「審査済建築物」という。）については，
4,700円)

イ 200平方メートル以上
38,000円（審査済建築物については，4,700円）

(2) 一戸建て住宅であって，省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)の規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては，次のア又はイに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ当該ア又はイに定める額

ア 200平方メートル未満
17,000円（審査済建築物については，4,700円）

イ 200平方メートル以上
19,000円（審査済建築物については，4,700円）

(3) 一の建築物については，次に掲げる額のうち，当該申請に係るものを合算した額

ア 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)若しくは同項第3号ロ又は第10条第2号イ及びロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては，次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち，当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ，それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 59,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)又は同項第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額

(ア) 技術審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 23,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円

d 5,000平方メートル以上 79,000円

(イ) 認定審査部分 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

円

- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満
45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- ウ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号イ又は第10条第1号イ(1)及びロ(1)若しくは同条第3号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 230,000円(審査済建築物については、9,400円)
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、27,000円)
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円(審査済建築物については、80,000円)
 - (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円(審査済建築物については、130,000円)
 - (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円(審査済建築物については、160,000円)
 - (カ) 25,000平方メートル以上 870,000円(審査済建築物については、200,000円)
- エ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロ又は第10条第1号イ(2)及びロ(2)若しくは同条第3号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満 87,000円(審査済建築物については、9,400円)
 - (イ) 300平方メートル以

		<p>上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については, 27,000円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については, 80,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については, 130,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については, 160,000円)</p> <p>(カ) 25,000平方メートル以上 440,000円 (審査済建築物については, 200,000円)</p>
--	--	---

別表第4の5の表中8の項を9の項とし、同項の前に次のように加える。

8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「規則」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることの証明書の交付	1 件	<p>(1) 用途が工場等である建築物については、次に掲げる額</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 11,500円 (審査済建築物については, 4,700円)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円 (審査済建築物については, 13,500円)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円 (審査済建築物については, 40,000円)</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については, 65,000円)</p> <p>(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000</p>
---	--	--------	--

円（審査済建築物については、80,000円）

(カ) 25,000平方メートル以上 115,000円
（審査済建築物については、100,000円）

イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 9,500円（審査済建築物については、4,700円）

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円（審査済建築物については、13,500円）

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円
（審査済建築物については、40,000円）

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円
（審査済建築物については、65,000円）

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円
（審査済建築物については、80,000円）

(カ) 25,000平方メートル以上 110,000円
（審査済建築物については、100,000円）

(2) 用途が工場等以外である建築物については、次に掲げる額

ア 省令第1条第1項第1号イの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 115,000円（審査済建築物については、4,700円）

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル

- 未満 185,000円
 (審査済建築物については、13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円
 (審査済建築物については、40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円
 (審査済建築物については、65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円
 (審査済建築物については、80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル以上 435,000円
 (審査済建築物については、100,000円)
- イ 省令第1条第1項第1号ロの規定によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(カ)までに掲げる当該証明書の交付に係る床面積の合計に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 43,500円
 (審査済建築物については、4,700円)
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円
 (審査済建築物については、13,500円)
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円
 (審査済建築物については、40,000円)
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円
 (審査済建築物については、65,000円)
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円
 (審査済建築物については、80,000円)
- (カ) 25,000平方メートル

			ル以上 220,000円 (審査済建築物については、100,000円)
--	--	--	--

別表第5の13の表1の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同表2の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の表の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第6号に規定する日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳法の一部が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が新たに設けられたこと、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物エネルギー消費性能基準の評価方法及び一次エネルギー消費基準の評価方法が追加されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について
藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第3項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

第35条第3項中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第49条第1項第2号中「第112条第18項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第52条第3項第2号中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に、「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改める。

第54条第1項第1号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改める。

第59条第2号中「第112条第18項第1号又は第2号」を「第112条第19項第1号又は第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例
藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第13条の次に次の1条を加える。

（保証人の極度額）

第13条の2 前条第1項第3号に規定する保証人が保証する極度額は、入居時（第29条第1項に規定する保証人の変更をしたときは、同項に規定する変更の承認時）における家賃の12月分に相当する額とする。

第20条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

第46条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第59条から第64条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、民法の一部が改正されたことに伴い、保証人が保証する極度額を定める等のため、所要の改正をする必要による。

藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部改正について
藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市食品衛生法の施行に関する条例（平成17年藤沢市条例第31号）の
一部を次のように改正する。

第3条第7号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を次のように改正
する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例
第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イ中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改
め、同項第2号アを次のように改める。

ア 新築又は増築する部分に係るホテルの規模又は施設が次の(ア)から(ウ)ま
でのいずれかに該当すること。

(ア) 客室の数が80室以上であり、かつ、平均客室面積が13平方メートル
以上確保されること。

(イ) 客室の数が30室以上であり、かつ、平均客室面積が18平方メートル
以上確保されること。

(ウ) 客室の数が45室以上であり、かつ、多目的ホール（床面積350平方
メートル以上のものに限る。以下同じ。）を備えること。

第3条第2項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同号オ中「ウ」を
「イ」とし、同オを同号エとする。

第6条第5項中「第3条第2項第2号イ(ア)」を「第3条第2項第2号ア(イ)及び
(ウ)」に、「規模のホテル」を「ホテル（(イ)に掲げるものにあつては多目的ホール

を備えるものに、(ウ)に掲げるものにあつては客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものに限る。)に、「5年度分(当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分)」を「7年度分」に改め、同条第6項中「第3条第2項第2号イ(イ)」を「第3条第2項第2号ア(ア)及び(イ)」に、「規模のホテル」を「ホテル(多目的ホールを備えるものを除く。)」に、「7年度分」を「5年度分」に改め、同条第7項中「第3条第2項第2号イ(ウ)に掲げる規模(同号イ(ア)に該当する場合を除く。)のホテル」を「第3条第2項第2号ア(ウ)に掲げるホテル(客室の数が50室以上であり、平均客室面積が13平方メートル以上確保されるものを除く。)」に、「5年度分(当該ホテルが多目的ホールを備えているものである場合は、7年度分)」を「7年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第3条の規定に基づき企業立地等事業計画の認定を受けている者については、改正後の藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(第3条第2項第1号イ及び同項第2号エ(前号イに係る部分に限る。))を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、条例に基づく支援措置を受けるための要件となる固定資産の取得等の期限を迎えるに当たり、ホテルに係る支援措置の内容の一部を見直したうえで、引き続き支援措置を実施する必要による。

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。

2020年（令和2年）2月17日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

447,360円

2 相手方

藤沢市

3 事案の概要

2019年（令和元年）9月9日に本市に接近した台風第15号の強風により、第203号緑の広場において倒木が発生し、相手方の居住していた集合住宅を損壊したことにより、相手方を休業させる等の損害を与えたもの

参 考

地方自治法 抜粋

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決事項の指定について

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。

(専決事項)

1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のもの。ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。